

新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月3日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第36号

新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第1条 新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる俸給月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「その者の属する職務の級に応じた額に、教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第23条第2項及び第29条(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の10項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

22 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第24項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第

5条において準用する給与条例第5条及び第6条において準用する給与条例第6条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（俸給の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる俸給月額の設定がある場合は当該俸給月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

2.3 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号。以下この項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員
- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2.4 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。）をされた職員であつて、当該他の職への降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける俸

給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

25 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第4条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、教育委員会の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

28 附則第24項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と附則第24項、附則第26項又は附則第27項の規定による俸給の額との合計額」とする。

29 附則第22項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

30 附則第22項の規定による降給をする場合は、法第49条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。

31 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による俸給月額、附則第24項の規定による俸給その他附則第22項から前項までの規定の施行

に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1のうち教育職俸給表(1)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給
	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第1のうち教育職俸給表(2)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給
	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)」に改める。

附則に次の2項を加える。

(定年引上げに伴う経過措置)

2 教育職員給与条例附則第22項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎とな

る俸給月額は、同項の規定により算出された額とする。

- 3 教育職員給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による俸給を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる俸給月額は、前項の規定による俸給月額とこれらの規定による俸給の額との合計額とする。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 第3条 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)」に改める。

(新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正)

- 第4条 新潟市教育職員退職手当支給条例(平成28年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟市教育職員給与条例(次項から第5項までにおいて「改正後の教育職員給与条例」という。)附則第22項から第31項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には、適用しない。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3

項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が改正後の教育職員給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の教育職員給与条例第21条において準用する新潟市給与条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第35号）による改正後の新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）（以下この項において「改正後の新潟市給与条例」という。）第22条第3項第2号、改正後の教育職員給与条例第22条において準用する改正後の新潟市給与条例第23条第3項第2号及び改正後の教育職員給与条例第29条の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の新潟市教育職員退職手当支給条例第2条の規定の適用については、同条中「常時勤務に服する職員」とあるのは、「常時勤務に服する職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。